

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、社会資本整備に企業として、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

協力会社との連携・強化を図り、新技術(BIM/CIM、ドローンによる測量・点検、クラウド共有等のDX技術等)を共有化することで技術と品質の向上、業務の効率化に取り組みます。

b. グリーン化の取組

業務プロセスにおける脱炭素化(電子納品・クラウド共有の推進による紙使用量の削減、Web 会議の活用による移動量・CO2 排出削減等)、グリーンインフラや環境配慮型材料を積極的に採用することで、常に環境との調和を心がけ、グリーン化の取り組みを推進します。

c. 健康経営に関する取組

社員の心身の健康を重要な経営資源と位置づけ、時間外労働の削減や有休休暇の取得促進など、心身の健康維持・働きやすい環境づくりを推進し、これらの取り組みを通じて、生産性向上と企業価値向上を図ります。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他(任意記載)

直接の取引先だけでなく、その先のサプライチェーン全体に価格転嫁が行き渡るよう価格決定を行い、その旨を広く情報発信します。

また、サプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、取引関係者にパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

当社は、以上の取り組みを通じて、発注者・協力会社・地域社会とともに、持続可能で質の高い社会資本整備を実現してまいります。

2026年9月9日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 ペック
企業名

代表取締役 艶島 博
役職・氏名(代表権を有する者)

（備考）

- ・ 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・ 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。